

社会保険加入促進要綱

平成 27 年 1 月 19 日
一般社団法人 日本建設業連合会

我が国の建設市場は、東日本大震災復興工事の本格化や国土強靱化に向けた事業の拡大、アベノミクス効果による民間需要の増加などにより、平成 22 年度を底に回復基調にある。建設市場が過去の縮小局面から好転した今こそ、健全な建設産業へと再生する貴重なチャンスとして、この機会に建設業界を挙げて建設技能労働者の処遇改善を促進し、将来の担い手の確保・育成につなげていかなければならない。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を二度にわたって引き上げ、また社会保険^{※1}未加入対策を進め、平成 29 年度を目途に企業単位では加入義務のある許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入^{※2}という目標を掲げている。さらにはいわゆる担い手三法^{※3}の改正に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」等を制定するなど、建設業における担い手確保・育成のため建設技能労働者の処遇改善に向けて積極的に取り組んでいる。

日建連においては、建設技能労働者の処遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの認識の下、平成 24 年 4 月に他団体に先駆けて「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険加入促進に積極的に取り組んできたところである。

国土交通省が目標年度とする平成 29 年度までの 5 年のうち、既に半分が経過した現在、社会保険の公共事業における加入率^{※4}は企業単位で 90%、労働者単位では 62%と加入状況に改善はみられるものの、民間事業についてはこれよりも相当低い状況にあると想定され、さらには地域、職種による格差が大きいなど、依然として芳しい状況にはなっていない。また、政府の経済財政諮問会議において民間議員から、建設技能労働者の社会保険の加入率は極めて低く、こうした労働環境の是正を早急に進めるべきであるとの指摘がなされたところである。

こうした状況から、日建連は担い手確保・育成対策の一環として、下記の通り新たに「社会保険加入促進要綱」を策定し、平成 29 年度以降に工事現場における全ての労働者が社会保険に適正に加入していることを目標として、これまでの取り組みをさらに加速させることとした。

もとより、社会保険への加入を促進するためには、行政、元請企業、下請企業等の関係者が一体となってそれぞれの役割を果たすことが肝要であり、日建連会員企業は、建設業界のリーディングカンパニーとして、足並みをそろえ本要綱に基づき積極的に取り組むものとする。

※1 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

※2 雇用保険で 92.6%、厚生年金保険で 87.1%。（「建設産業の再生と発展のための方策 2011」の資料より）

※3 担い手三法とは品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）、建設業法をいう。

※4 加入率は国土交通省「公共事業労務費調査（平成 25 年 10 月調査）」における保険加入状況調査の結果による。

記

第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業（以下「元請企業」という。）は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

第2 受注時における適正な法定福利費^{*}の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額による見積及び契約締結を徹底する。

第3 社会保険加入の徹底

(1) 一次下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等において企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保

(1) 法定福利費の内訳明示について

①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底させる。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

(2) 適正な法定福利費の確保について

①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

第5 雇用と請負の明確化（偽装請負の排除）

（1）重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、一次下請企業に対して、平成 30 年度までに再下請負契約について原則二次下請まで（設備工事は三次下請まで）とするよう指導する。

（2）偽装請負の排除について

①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少なくないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

第6 社会保険未加入企業の排除

（1）一次下請企業について

元請企業は、平成 27 年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

（2）二次以下の下請企業について

元請企業は、平成 28 年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

第7 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③ 専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図るとともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム（仮称）を早急に構築すること

第8 適用

本要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。